

貸借対照表
(2020年3月31日現在)

旭化成建材株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(51,039)	(負債の部)	(22,550)
流動資産	31,564	流動負債	14,072
現金及び預金	2	買掛金	4,296
受取手形	994	リース債務	7
売掛金	11,513	未払金	5,446
製品及び商品	2,225	未払費用	3,949
仕掛品	676	未払住民税及び事業税	344
原材料及び貯蔵品	1,600	その他	31
前払費用	187		
未収入金	232		
短期貸付金	14,087		
その他	49		
貸倒引当金	△ 1		
固定資産	19,475	固定負債	8,478
有形固定資産	15,543	リース債務	12
建物	5,733	退職給付引当金	6,814
構築物	2,310	預り保証金	1,641
機械及び装置	6,173	その他	11
車両及び運搬具	105		
工具、器具及び備品	472	(純資産の部)	(28,489)
リース資産	19	株主資本	28,257
建設仮勘定	731	資本金	3,000
		資本剰余金	11,288
無形固定資産	508	資本準備金	11,288
ソフトウェア	325	利益剰余金	13,968
ソフトウェア仮勘定	149	利益準備金	26
その他	34	その他利益剰余金	13,943
投資その他の資産	3,424	繰越利益剰余金	13,943
投資有価証券	661		
関係会社株式	358	評価・換算差額等	233
長期前払費用	7	その他有価証券評価差額金	233
繰延税金資産	2,374		
その他	25		
資産合計	51,039	負債・純資産合計	51,039

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(第44期)

損 益 計 算 書

2019年4月 1日から
2020年3月31日まで

旭化成建材株式会社

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		63,823
売 上 原 価		44,038
売 上 総 利 益		19,785
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,570
営 業 利 益		5,215
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	33	
貸 与 施 設 収 入	8	
保 険 収 入	70	
雑 収 益	38	149
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	103	
雑 損 失	23	125
経 常 利 益		5,239
特 別 利 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	71	
杭 工 事 関 連 損 失	55	
そ の 他	8	134
税 引 前 当 期 純 利 益		5,104
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,489	
法 人 税 等 調 整 額	125	1,613
当 期 純 利 益		3,491

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示している。

(第44期)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

製 品……総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品……総平均法による原価法、但し仕掛品のうち工事関係については個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原 材 料……総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品……総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

……定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

……ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

……その他の無形固定資産は定額法

(3) リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	98,364百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	14,176百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	5,137百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
(1) 営業取引による取引高	
売上高	525百万円
仕入高	4,475百万円
(2) 営業取引以外の取引高	28百万円
2. 杭工事関連損失の内容	

当社が二次下請会社として施工した横浜市所在のマンション及び過去10年間に施工した同様の杭工事の一部について、電流計データ及び流量計データの流用等があったことが判明した。

これに関して施工データの流用等の調査等に要した費用、及び訴訟にあたっての弁護士費用等を杭工事関連損失として計上している。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	3,000,000株

2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2019年6月18日開催の株主総会において、次のとおり決議している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,580百万円
(ロ) 1株当たり配当額	526.67円
(ハ) 基準日	2019年3月31日
(ニ) 効力発生日	2019年6月28日

3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年6月16日開催の株主総会において、次のとおり決議を予定している。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,769百万円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	589.67円
(ニ) 基準日	2020年3月31日
(ホ) 効力発生日	2020年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)		(単位：百万円)
退職給付引当金繰入超過額		2,086
未払賞与損金算入限度超過額		253
未払事業税		73
杭工事関連損失引当		73
投資有価証券減損		45
未払社会保険料		34
その他		185
繰延税金資産 小計		2,749
評価性引当額		△ 154
繰延税金資産 合計		2,595
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金		△ 123
その他有価証券評価差額金		△ 98
繰延税金負債 合計		△ 221
繰延税金資産（負債）の純額		2,374

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、ネオマフォーム工場におけるフォークリフトである。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な運転資金については、当社グループの親会社である旭化成株式会社から調達している。余剰資金については、当社グループの親会社である旭化成株式会社に貸付を行っている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りである。
(百万円)

	貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	2	2	—
(2) 受取手形	994	994	—
(3) 売掛金 貸倒引当金	11,513 △ 1		
	11,512	11,512	—
(4) 未収入金	232	232	—
(5) 短期貸付金	14,087	14,087	—
(6) 投資有価証券 その他有価証券	561	561	—
(7) 買掛金	(4,296)	(4,296)	—
(8) 未払金	(5,446)	(5,446)	—
(9) 未払住民税及び事業税	(344)	(344)	—
(10) リース債務	(19)	(19)	△ 0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 未収入金、並びに(5) 短期貸付金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 投資有価証券
時価について、株式は取引所の価格によっている。

(7) 買掛金、(8) 未払金、並びに(9) 未払住民税及び事業税
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(10) リース債務
リース債務の貸借対照表計上額は、流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示している。これらの時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定している。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額100百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 関係会社株式(貸借対照表計上額358百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、注記していない。

(注4) 預り保証金(貸借対照表計上額1,641百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、注記していない。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	当該株式会社の議決権(被所有)割合	関係内容		取引の内容	科目	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
			役員の 兼任等 の任	事実上 の関 係					
親会社	旭化成㈱	被所有 直接 100%	-	-	資金貸付 (※1)	-	△ 2,669	短期貸付金	14,087
					利息の受取 (※1)	受取利息	10	-	-

2. 兄弟会社等

種類	会社名	当該株式会社の議決権(被所有)割合	関係内容		取引の内容	科目	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
			役員 兼任等	事実上 の関 係					
親会社 の子会社	旭化成ホームズ㈱	-	役員 2名	当社 取引先	商品の販売 (※2)	売上高	12,979	売掛金	1,204
	旭化成アドバンス㈱	-	-	当社 取引先	商品の販売 (※2)	売上高	6,950	売掛金	2,792

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 グループファイナンスにおける貸付金利は、個別契約ごとに市場金利を勘案して決定している。

なお、資金貸付の金額は、期首の貸付金残高と期末の貸付金残高との差額である。

※2 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、価格交渉の上決定している。

(一株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 9,496円42銭

1株当たり当期純利益金額 1,163円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(資産除去債務に関する注記)

当社は、親会社である旭化成株式会社と「土地賃貸借契約書」を締結しており、当社所有の製造設備により軽量気泡コンクリート、高機能断熱材などの製品を製造している。当社は、当該土地賃貸借契約書に基づき、契約終了時における原状回復義務を有している。

しかし、当該土地は、2003年10月に親会社である同社が分社・持株会社制へ移行し建材事業を当社が譲り受けたことに伴い、同社グループの中核事業を当社が担うために同社より賃借したものである。

従って、同社より賃借している土地で営んでいる各事業の継続及び撤退の判断については、当社の意思決定に加えて同社グループの総合的な判断も考慮して行われることから、資産除去債務の履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難である。

また、除去費用については、当該土地賃貸借契約に基づき、契約終了時の当該事業の継続及び撤退の判断の経緯を踏まえて同社と協議の上、原状回復義務を履行することとなるため、当社の負担する除去の金額及びその発生確率を見積もることは困難である。

したがって、当該資産除去債務については決算日現在入手可能な全ての証拠を勘案し最善の見積りを行っても履行時期の予測及び除去費用の負担額の見積りが困難であり、資産除去債務を合理的に見積ることができないため計上していない。

(その他の注記)

1. 訴訟

(1) 杭工事に関する訴訟の件

三井不動産レジデンシャル株式会社は、2017年11月28日に、当社が二次下請として施工した横浜市所在のマンション(以下、「本件マンション」)の杭工事において、一部不具合が懸念されることにより本件マンションの建て替え費用等を負担したとして、本件マンション施工会社である三井住友建設株式会社、一次下請会社である株式会社日立ハイテク及び当社の3社に対して不法行為等に基づき約459億円(その後三井不動産レジデンシャル株式会社は訴額を約510億円に変更)の損害賠償を請求する訴訟(以下、「一次訴訟」)を東京地方裁判所に提起した。当社は、三井不動産レジデンシャル株式会社の請求には根拠がないと考えており、一次訴訟においてその考えを主張していく。

なお、一次訴訟に関連して、三井住友建設株式会社が、一次訴訟において損害賠償責任を負担した場合に被る同社の損害を株式会社日立ハイテク及び当社に対して請求するための訴訟(以下、「二次訴訟」)を2018年4月27日に提起した。当社に対する二次訴訟の訴状送達の日は、2018年5月14日である。当社は、三井住友建設株式会社の請求には根拠がないと考えており、二次訴訟においてもその考えを主張していく。

また、一次訴訟及び二次訴訟に関連して、株式会社日立ハイテクが、一次訴訟又は二次訴訟において損害賠償責任を負担した場合に被る同社の損害を当社に対して請求するための訴訟(以下、「三次訴訟」)を2018年5月25日に提起した。当社は、株式会社日立ハイテクの請求には根拠がないと考えており、三次訴訟においてもその考えを主張していく。